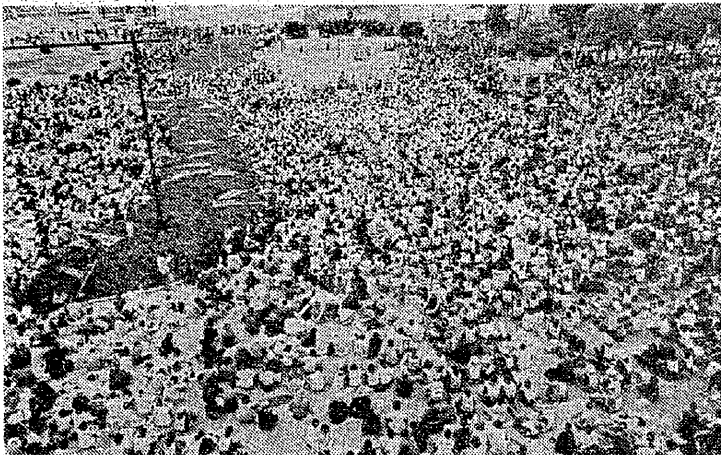




前号では、広島集会の参加記などで、広島・長崎の心を世界に「と題したアピール」を掲載してきました。【写真は、二十万人ヒロシマ集会での主会場の様子】

国民のみならず、全世界のみならず、いま、もし核ミサイルが発射されたならば、あるいはどこかで核戦争が起ったならば、それはかならず地球をおおおう核戦争へすすむでしょう。それはわずか二十四時間で、美しい山河も、愛も平和も、すべての生命が消えてしまふでしょう。

わたしたちは、考え方や国のちがいをこえて、核兵器をなくすという大きな目的にむかい、一致して力を出し合わなければなりません。

ここに集まったわたしたちは、ヒロシマ、ナガサキの心をこめて、日本政府に、各国政府に、国連に、また全世界に次のことを強く訴えます。

一、広島、長崎の原爆および核実験による被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを

ヒロシマ・アピール

- を世界のひとびとに知らせること。
- 二、核兵器の使用を人道に反する犯罪として禁止する国際協定をすみやかに実現すること。
- 三、核兵器をつくらず、持たず、持ち込まず、核攻撃を認めない非核地帯を世界各地に広げること。
- 四、軍縮のための条約をつくり、期限をきめてきびしく実施すること。
- とりわけ、核兵器の完全禁止を最優先とすること。
- 核兵器を禁止し、軍縮を実現するために、第二回国連軍縮特別総会が時間を切って具体的な行動をおこすよう求め、立ちあがります。
- ノモア・ヒロシマ／ノモア・ナガサキ／ノモア・ヒバクシャ／地球の破壊を防ぎ、人類の未来に幸あれ。
- 一九八二年三月二十一日
八二年・平和のための
ヒロシマ行動

地球から核兵器をなくそう

ことしの第五十三回メーデーは、世界的にたかまる反核・平和のこえのなかで迎えられ、それにつけて思い出されるのは、日本のメーデーの反戦の伝統である。

一九二〇(大正九)年の日本最初のメーデーでは、緊急動議として「シベリア即時撤兵」が提案され、満場の拍手で採択された。一九一七年のロシア社会主義大革命に抗議してかけられた「対支非難」まで守りつづけられたのである。

日本のこの伝統は、一九二七(昭和二年)の第八回メーデーに田中(大將)内閣の中国革命干渉に抗議してかけられた「対支非難」まで守りつづけられたのである。

日本のメーデーと反戦の伝統

松尾 洋

洋

禁止された第七回メーデーが何百倍もの規模で、敗戦翌年の一九四六(昭和二十一年)年に復活され、労働者は生活苦はともかく、平和を喜んだ。しかし、五〇(昭和二十五年)年六月には朝鮮戦争がはじまり、米軍が日本の基地から出動した。これよりさき四月の第二十一回メーデー実行委員会は、中心スローガンは「戦争反対」か「民主的労働戦線統一」かでもめ

第53回メーデーに参加しよう!

平和とくつろぎをねがう

憲法改悪を阻止し、核兵器完全禁止・全面軍縮の実現、一兆円減税の実施、国民生活の向上、内閣拡大・福祉優先への経済転換、諸労働者の雇用と生活の補償、公平な社会の確立のため、国民諸階層との提携を強め労働戦線統一を実現させ、反動保守政治体制を打破し、政治の革新をかちとろう。

山野鉦で二陣訴訟を準備中

死者二百三十七人、CO患者二十九人を出した四十年の山野鉦業ガス爆発事故で、第一陣訴訟は五十二年六月に提起、今年一月に和解が成立し、遺族会も解散しましたが、この和解を受けて未提起の遺族が山野鉦訴訟弁護団(松本洋一団長)に提起の申し込みを始めた。二陣訴訟は百人をこすものと見られ、今月末にも提起する方針です。

五十三回メーデースローガン決定

「シンボル・スローガン」
「ゆるぎのない団結で生活と権利・平和を守ろう」
「メイン・スローガン」

各地域分会で交流座談会

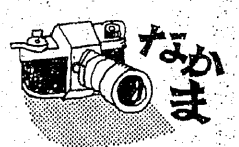
春闘本番を迎えた四月四日、各地域分会では委員を中心に交流座談会を開きました。なかには花見を兼ねてのものもあり、さまざまな趣向をこらして行われました。



【写真は、緑ヶ丘B地域分会の屋外での交流座談会】

二十分会(三川)

山本義雄さん



「妻の助けがなければ続けられなかった」と、奥さんへの感謝を忘れない。今もボートの三分の一を絵に注ぎこんでいる。

「三池闘争中は、説得班の一員として日夜がんばった。闘争によって多くの意味で人間的に成長したという。また当時の思いは尽きない。しかし、絵は筆を止める。」



山本義雄さん(53歳)は、荒尾市境崎1126に、奥さんの明子さんと祖母のヨシ子さんの3人暮らしです。

これが賃金

年齢 48 歳 勤続 32.9年
職種 作業員 家族 2人
出勤 22 方 特休 2日(有給)

小 額 計	156,561円
定額控除等	15,777円
税 金	8,070円
組 合 費 他	10,231円
共 済 会 他	20,783円
手 取 額	101,500円

私たちの賃金を考えながら、大卒田市の五十六年度生活保護基準をみると――

年齢四十八歳、妻、母、子供二人の五人家族の場合で(M氏)一六〇、八九〇円となる。これは病氣、出産、葬祭などの特別出費は含まれていない。

(この項、二十四・五分会職場新聞「ほんしよ」NO.53三月二十九日発行から)

まさに飢餓賃金だ

要求はぎりぎりの線

この怒りを春闘へ

日本国憲法は、二十五条一項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としている。これは、なんとしても闘いとおねがひならぬ。

そのためには、炭鉱で働くすべての仲間が、一人ひとりの要求と怒りを結集して石炭資本にぶつつけ、闘いをすすめて、満額をちとるまでとがんばらねばならぬ。

私たちの賃金を考えながら、大卒田市の五十六年度生活保護基準をみると――

年齢四十八歳、妻、母、子供二人の五人家族の場合で(M氏)一六〇、八九〇円となる。これは病氣、出産、葬祭などの特別出費は含まれていない。

大卒田で生活していくためには最低(五人家族では)十六万円余は必要である、ということを示している。

ところが、同じ人の三月十五日受けの賃金は、(別表参照)一〇一、五〇〇円である。

賃金とは、労働の報酬ではなく労働力の価格であるといわれる。それは労働力の再生産費であり、明日からも働かせるための費用である。

つまり、衣食住費、教育や技能の修得費、家族を養うための費用、人間らしく生きるための文化娯楽費などの費用である。

私たち炭鉱で働く者の賃金では食うだけでも欠くものであり、という賃金といわれるものではなと思う。

いま、春闘で私たち炭鉱労働者は、ぎりぎり最低の一万六八〇円を要求している。これは、なんとしても闘いとおねがひならぬ。

そのためには、炭鉱で働くすべての仲間が、一人ひとりの要求と怒りを結集して石炭資本にぶつつけ、闘いをすすめて、満額をちとるまでとがんばらねばならぬ。